

八王子市における廃棄物の処理に係る行政指導要領

平成29年4月1日施行

改正 令和4年4月26日

改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB 特別措置法」という。）又は八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）に違反するなど廃棄物の処理にあたって不適切な取扱いが行われたと認められるものの、法又は PCB 特別措置法で規定する行政処分を直ちに発出することが適当でない場合に、法、PCB 特別措置法又は条例（以下「法令」という。）の目的を実現するために行う行政指導の基準及び手続きを定めることにより、行政指導の公正かつ統一的な運用を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 廃棄物の処理に係る法令違反行為（以下「違反行為」という。）を確認したときは、当該行為者に対する行政処分を行うとともに、犯罪があると思慮される場合には刑事告発を行うなど厳正に対応することを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、違反行為が次の各号のいずれかに適合している場合には、行政指導を行うことができる。

- (1) 当該違反行為に起因する生活環境保全上の支障がないか、又はそのおそれが生じないときであって、当該違反行為者が違反行為を繰り返すおそれが低いと認められる場合
- (2) 違反行為に至る経緯において止むを得ない事情があると認められる場合
- (3) 当該違反行為に対して緊急な対応が必要で、行政処分を行う暇のない場合

(行政指導の位置付け)

第3条 行政指導は、その与えられた任務及び所掌事務の範囲内で廃棄物の処理に係る行政需要に迅速かつ柔軟に対応するとともに、法に基づく処分を補完する行為であり、その種類は概ね次の各号に掲げるものとし、その目的は当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者に対する行政指導 法令の周知徹底及び違反行為の改善
- (2) 処理業者に対する行政指導 法令の周知徹底、違反行為の防止及びその改善
- (3) 施設設置者に対する行政指導 廃棄物処理施設に係る違反行為の改善
- (4) 無許可業者に対する行政指導 法令の周知徹底及び違反行為の解消

- (5) 個人に対する行政指導 法令の周知徹底及び違反行為の改善
 - (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する行政指導 法令の周知徹底及び違反行為の解消
- 2 行政指導の対象は、第5条から第10条に定めるところによる。

(行政指導の方法)

第4条 行政指導は、次の各号に掲げるものとし、その内容及び方法は当該各号に定めるものとする。

- (1) 指示 法令周知のための啓発、適正処理のための助言又は違反行為是正のための指導を指示書の交付により行う。
 - (2) 警告 指示書により行った是正指導の履行催促及び当該指示を履行しない場合等の教示を警告書の交付により行う。
- 2 前項の規定による指示書又は警告書の交付により違反行為を是正しようとするときは、行政指導の対象者、当該違反行為の具体的内容、根拠法令及び履行期限並びに担当課における担当者を明確にする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、違反行為が次の各号のいずれにも適合しているときは、行政指導を口頭により行うことができる。
- (1) 違反の程度が軽微であると認められること
 - (2) 当該違反行為に起因する生活環境保全上の支障がないこと
 - (3) 行政指導の対象者が違反行為を繰り返すおそれが低いこと
- 4 担当課は、行政指導に必要な情報を収集するために、行政指導を予定している名宛人及びその関係者に対して報告を徴収することができる。

(事業者に対する指示書の交付)

第5条 事業者の違反行為が次の各号の一に該当するときは、担当課の長は当該事業者に対して指示書を交付する。

- (1) 法第6条の2第2項、法第6条の2第3項、法第12条第1項又は法第12条の2第1項の規定による廃棄物処理基準に従わずに自らその廃棄物の運搬又は処分を行ったとき（処理基準違反）
- (2) 法第12条第2項又は法第12条の2第2項の規定による産業廃棄物保管基準に従わずに保管したとき（保管基準違反）
- (3) 法第12条第3項及び法第12条第4項の規定により産業廃棄物を生ずる事業場の外に対象となる保管の届出をしていないとき（事業場外保管届出違反）
- (4) 法第6条の2第6項、法第12条第5項又は法第12条の2第5項で規定する者に廃棄物の運搬又は処分を委託しなかったとき（無許可業者への委託）
- (5) 法第6条の2第7項、法第12条第6項又は法第12条の2第6項の規定による委託基準に従わずに廃棄物の運搬又は処分を委託したとき（委託基準違反）

- (6) 法第12条第13項又は法第12条の2第14項において準用する法第7条第15項及び第16項の規定による帳簿を備えず、必要事項を記載せず、又は所定の期間保存していないとき（帳簿備え付け・記載・保存義務違反）
 - (7) 法第12条の2第8項の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者を置いていないとき（処理責任者等設置義務違反）
 - (8) 法第12条の3第1項、第2項、第6項又は第7項の規定による管理票に係る義務を履行しないとき（管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反、提出義務違反）
 - (9) 法第12条の5第6項又は第10項の規定による電子情報処理組織に係る義務を履行しないとき
 - (10) 法第16条の規定に違反し、みだりに廃棄物を捨てたとき（不法投棄）
 - (11) 法第16条の2の規定に違反し、廃棄物を焼却したとき（焼却禁止違反）
 - (12) 法第16条の3の規定に違反し、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をしたとき（指定有害廃棄物保管・処分違反）
 - (13) 法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（報告拒否、虚偽報告）
 - (14) 法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき（立入検査拒否・妨害・忌避）
 - (15) 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱第2条第1項の規定による産業廃棄物管理責任者を選任しないとき（管理責任者設置義務違反）
- 2 前項に定めるもののほか、適正処理のために法令の周知又は助言を行う必要があると認められるときは、担当課の長は当該事業者に対して指示書を交付することができる。

（処理業者に対する指示書の交付）

第6条 処理業者の違反行為が次の各号の一に該当するときは、担当課の長は当該処理業者に対して指示書を交付する。

- (1) 法第7条第11項、法第14条第11項又は法第14条の4第11項の規定により付された許可の条件に違反したとき（条件遵守義務違反）
- (2) 法第7条第13項、法第14条第12項又は法第14条の4第12項の規定による廃棄物処理基準に従わずに、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行ったとき（処理基準違反）
- (3) 法第14条第13項及び法第14条第14項の規定により産業廃棄物の処分の困難時の通知、通知保存をしなかったとき（処理困難通知義務違反、保存義務違反）
- (4) 法第7条第14項、法第14条第16項又は法第14条の4第16項の規定に違反し、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託したとき（委託基準違反、再委託禁止違反）
- (5) 法第14条の4第17項の規定による特別管理一般廃棄物処理基準に従わずに特

別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行ったとき（処理基準違反）

- (6) 法第14条第17項及び法第14条の4第18項において準用する法第7条第15項及び第16項の規定による帳簿を備えず、必要事項を記載せず、又は所定の期間保存していないとき（帳簿備え付け・記載・保存義務違反）
- (7) 法第7条の2第1項、法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定による市長の許可を受けずに事業の変更をしたとき（無許可変更）
- (8) 法第7条の5又は法第14条の3の3の規定に従わずに自己の名義をもって他人に廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき（名義貸しの禁止違反）
- (9) 法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をせずに廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は所定の事項を変更したとき（業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反）
- (10) 法第12条の3第3項、第4項又は第5項、第9項、第10項の規定による管理票に係る義務を履行しないとき（管理票回付義務違反、写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反）
- (11) 法第12条の4第1項、第3項又は第4項の規定に違反し、虚偽の記載をした管理票を交付したとき（虚偽管理票交付）
- (12) 法第12条の4第2項の規定に違反し、委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けたとき（引受け違反）
- (13) 法第12条の5第2項、第3項又は第5項の規定による電子情報処理組織に係る義務を履行しないとき（電子管理票報告義務違反、虚偽報告、管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載）
- (14) 法第16条の規定に違反し、みだりに廃棄物を捨てたとき（不法投棄）
- (15) 法第16条の2の規定に違反し、廃棄物を焼却したとき（焼却禁止違反）
- (16) 法第16条の3の規定に違反し、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をしたとき（指定有害廃棄物保管・処分違反）
- (17) 法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（報告拒否、虚偽報告）
- (18) 法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき（立入検査拒否・妨害・忌避）

2 前項に定めるもののほか、適正処理のために法令の周知、助言又は指導を行う必要があると認められるときは、担当課の長は当該処理業者に対して指示書を交付することができる。

（施設設置者に対する指示書の交付）

第7条 施設設置者の違反行為が次の各号の一に該当するときは、担当課の長は当該施設設置者に対して指示書を交付する。

- (1) 法第8条第1項又は法第15条第1項の規定による市長の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置したとき（施設無許可設置）
 - (2) 法第8条の2第5項又は法第15条の2第5項の規定による市長の検査を受けずに廃棄物処理施設を使用したとき（施設使用前検査受検義務違反）
 - (3) 法第8条の2の2又は法第15条の2の2の規定による廃棄物処理施設の定期検査を受けていないとき（定期検査拒否、妨害、忌避）
 - (4) 法第8条の3又は法第15条の2の3の規定による廃棄物処理施設を適切に維持管理していないとき
 - (5) 法第15条の2の4において準用する法第8条の4及び第8条の5の規定による記録又は維持管理積立金に係る義務を履行しないとき（維持管理事項記録・備付け違反、維持管理積立金）
 - (6) 法第9条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による市長の許可を受けずに廃棄物処理施設に係る事項を変更したとき（施設無許可変更）
 - (7) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項から第5項の規定による届出をせずに廃棄物処理施設に係る軽微な変更、廃止等をしたとき（業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反、最終処分場）
 - (8) 法第15条の4において準用する法第9条の4の規定による周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮していないと認められるとき
 - (9) 法第16条の規定に違反し、みだりに廃棄物を捨てたとき（不法投棄）
 - (10) 法第16条の2の規定に違反し、廃棄物を焼却したとき（焼却禁止違反）
 - (11) 法第16条の3の規定に違反し、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をしたとき（指定有害廃棄物保管・処分違反）
 - (12) 法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（報告拒否、虚偽報告）
 - (13) 法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき（立入検査拒否・妨害・忌避）
 - (14) 法第21条第1項の規定に違反したとき（技術管理者設置義務違反）
 - (15) 法第21条の2第1項の規定に違反したとき（事故時応急措置命令違反）
- 2 前項に定めるもののほか、適正処理のために法令の周知、助言又は指導を行う必要があると認められるときは、担当課の長は当該施設設置者に対して指示書を交付することができる。

（無許可業者に対する指示書の交付）

第8条 事業者の行為が次の各号の一に該当するときは、担当課の長は当該事業者に対して指示書を交付することにより、当該行為を速やかに止めさせる。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による市長の許可を受けずに廃棄物の収集若しく

は運搬又は処分を業として行ったとき（無許可営業）

- (2) 法第14条第15項又は法第14条の4第15項の規定に違反し、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をしたとき（受託禁止違反）
- (3) 法第16条の規定に違反し、みだりに廃棄物を捨てたとき（不法投棄）
- (4) 法第16条の2の規定に違反し、廃棄物を焼却したとき（焼却禁止違反）
- (5) 法第16条の3の規定に違反し、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をしたとき（指定有害廃棄物保管・処分違反）

（個人に対する指示書の交付）

第9条 個人の行為が次の各号の一に該当するときは、担当課の長は当該個人に対して指示書を交付する。

- (1) 法第5条第1項、第4項又は第5項の規定を遵守していなかったとき（清潔の保持等）
- (2) 法第14条第15項又は法第14条の4第15項の規定に違反し、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をしたとき（受託禁止違反）
- (3) 法第16条の規定に違反し、みだりに廃棄物を捨てたとき（不法投棄）
- (4) 法第16条の2の規定に違反し、廃棄物を焼却したとき（焼却禁止違反）
- (5) 法第16条の3の規定に違反し、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬、又は処分をしたとき（指定有害廃棄物保管・処分違反）

2 前項に定めるもののほか、適正処理のために法令の周知又は助言を行う必要があると認められるときは、担当課の長は当該個人に対して指示書を交付することができる。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する指示書の交付）

第10条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者の違反行為が次の各号の一に該当するときは、担当課の長は当該事業者に対して指示書を交付する。

- (1) PCB特別措置法第10条第1項又は第3項の規定に違反したとき
- (2) PCB特別措置法第17条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けたとき（譲渡し及び譲受けの制限違反）
- (3) PCB特別措置法第8条第1項（第15条において準用する場合及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第10条第2項（第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（報告拒否、虚偽報告）
- (4) PCB特別措置法第8条第2項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したとき
- (5) PCB特別措置法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき（虚偽報告）

- (6) PCB 特別措置法第16条第2項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(報告拒否、虚偽報告)
 - (7) PCB 特別措置法第24条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき(報告拒否、虚偽報告)
 - (8) PCB 特別措置法第25条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき(立入検査拒否・妨害・忌避)
- 2 前項に定めるもののほか、適正処理のために法令の周知又は助言を行う必要があると認められるときは、担当課の長は当該事業者に対して指示書を交付することができる。

(警告書の交付)

第11条 事業者、処理業者、施設設置者、無許可業者又は個人(以下「事業者等」という。)の行為が次の各号の一に該当するときは、市長は当該事業者等に対して警告書を交付する。

- (1) 事業者等の違反行為に対して指示書による行政指導を行ったにもかかわらず、当該違反行為の改善がみられないとき
- (2) 事業者等が比較的重大な違反行為を犯したとき
- (3) 事業者等が過去に違反行為を犯し、一度は違反状態が解消されたものの、将来、違反行為を繰り返す蓋然性が高いと認められるとき

(他機関との連携)

第12条 事業者等の違反行為が他の法律又は条例に抵触する虞があるときは、担当課の長は当該の法律又は条例を管轄する行政機関に対して関連情報を提供したり、当該行政機関と合同で立入検査を実施するなどにより、効果的かつ効率的な行政指導を行うよう努める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。